

へいせい ねんど ながのけん のうそん かつせい かけいかく
平成20年度長野県農村活性化計画

ながのけん いいだし おおしかむら おたりむら
長野県、飯田市、大鹿村、小谷村

平成20年 2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 平成20年度長野県農村活性化計画

都道府県名	長野県	市町村名	飯田市、大鹿村、小谷村	地区名(※1)	上久堅、大鹿、小谷	計画期間(※2)	平成20年度から平成22年度
-------	-----	------	-------------	---------	-----------	----------	----------------

目標:(※3)

上久堅地区では、平成19年度に実施した公募型事業により、隣接地域である千代地区(旧千代村の区域)と連携した有害鳥獣対策体制の強化と、信州大学の支援による生息調査と生息分布図の作成を実施し、この地域に即した有効な有害鳥獣被害防止対策技術の検討を行った。地区では被害防止施設を設置し、農業被害額の4割に当たる3,900千円以上減少する。

また、被害防止策の設置による農作物被害防止により、観光農園や小野子クラインガルテンにおける都市部からの交流人口の増加を目指す。

大鹿地区では、農林業被害をもたらすニホンジカを捕殺するだけでなく、地域の特産品として有効利用し、地域の活性化を図る。有害鳥獣駆除で捕獲しているニホンジカの有効活用率68%を87%活用することを目指す。また、ニホンジカの食害により、放牧前に牧草がなくなるため防除柵を設置し、放牧期間の17日間延長を目指す。

小谷地区は、山間地域に立地する農山村で、山、川、田んぼなど豊富な自然環境が魅力の地域である。冬期間のスキー産業の低迷からグリーンシーズンの誘客を課題としている。農林家の減少による、農地や山林の荒廃が進む中、この資源を利用した誘客を目標とする。森林や農村体験を活用として、都市住民を招き入れ、地元住民との交流により、高齢農家の生きがい対策や農林産物の販売を促進し地域の活性化を目標とする。交流では、春から秋にかけて、山菜採り、竹の子取り、キノコ駒打ち・収穫体験などの受入を行う。また、これらの体験を通じて地元住民と都市との交流を促進し、地域の自然を守っていく「小谷自然ふあんくらぶ(仮称)」の会員を30名程度確保する。これら体験ツアーへの参加だけでなく、冬期間の除雪ボランティアや農作業期のお手伝いなどの活動や小谷村の特産物などを定期的に送付するなどつながりを深め、地区の貴重な自然のよさを認識して頂く。さらに、都市住民を受け入れる農山村風景を維持し、地域全体での集落営農体制を進め、遊休農地を復旧する。その農地活用と地場産品である小谷ソバの栽培、加工、販売による集客力の向上に取り組み、小谷新ソバ祭りやソバ打ち体験などでの集客を増やすことを目標とする。

これら各地域の取り組みにより、目標年において現状に比べ交流人口の4,129人増加を目指す。

目標設定の考え方

地区の概要:

上久堅地区は、総農家数294戸、販売農家数が116戸で自給的農家の割合が高い。中山間地であるが、井戸入、小野子、堂平、風張、平栗等で圃場整備や草地造成などが行われてきた。山間部の台地での水稻、野菜、果樹、畜産(肉牛)が主な作目である。水稻は圃場整備された北田地区や沢筋にあり、地区の中央部にあたる堂平、井戸入ではりんごがまとまって栽培され、観光客によるりんご狩りが行われている。また、畜産が盛んである(乳用牛70頭、肉用牛800頭、養豚100頭)ことから、風張、平栗の草地造成事業地では飼料作物が栽培されている。中山間直接支払事業に地区全体で取り組み不耕作地の管理実施の他、有害鳥獣対策、定植苗の育苗をはじめとする農業生産が続けられる体制・仕組み作りに取り組んでいる。小野子地区では、民間によりクラインガルテンが設置され都市との交流を行っているほか、地区全体として地域づくりに積極的な土地柄である。都市部からの新規就農者が定住するなど新たな層の担い手が現れている。近い将来三遠南信道路のインターチェンジが開設されることとなっている。

大鹿村は、長野県の南部、南アルプス赤石岳の麓に位置し、標高700mから1000mの山間地域である。地形的な制約により小規模農家が多く、土地利用型農業の展開は困難であるが、水稻と花き、畜産、高原野菜、果樹等による複合経営によって農業所得の向上を図ろうとしている。

小谷村小谷地区は、豊富な森林資源と田園地帯により、自然環境が特に優れている地区で、春の山菜、竹の子、秋のキノコなど豊富な林産物に加え、巨木や天然ブナ林など小谷の自然を満喫できるフィールドと棚田など山間地ならではの農村風景を演出し、山ぶどう、サルナシ、ヤマメ、放牧する小谷野豚など、貴重で付加価値のある産物を栽培している。小谷地区では、この環境を利用した都市住民との交流活動をH17から取り組み始めた。春の山菜・竹の子とりツアーや、原木なめこの駒打ち、収穫体験など、地元住民と都市住民が互いに交流し合い、広大な自然環境を満喫する交流事業を実施している。また、H19に林野庁で定める「森林セラピー基地」として、小谷村全域の森林や環境が基地認定され、宿泊を含めた癒しの森としての効果が期待できるフィールドであることも証明された。また、H12より小谷ソバを作付けし、村内で収穫されたソバを村内各施設で提供し、「新鮮な地粉」として味と評判がよい。これらのソバは遊休農地を開墾し作付けした農地がほとんどで、作付けするにあたり、集落や有志の団体で行う集落営農活動もあわせて実践され、現在はソバ生産団体が10団体ある。

現状と課題

上久堅地区では、公募型事業により、隣接する地域と連携した被害対策体制を検討し、協働した捕獲体制を整えた。同時に鳥獣個体数と生息分布図(生息マップ)の作成を実施した。

近年、ニホンジカの南アルプス個体群が激増したことに伴い、シカ、イノシシによる被害額は増加の一途である。このような状況の中、有害鳥獣個体数の減少や農作物被害の防止による生産額の増加が急務となっている。

大鹿地区では、野生動物による農林業被害の増加、農林業従事者の高齢化、後継者不足が進み地域活力が低下している。このような現状の中、農林業被害をもたらすニホンジカを捕獲するため、村内2箇所の牧場に大量捕獲施設を設置し捕獲を実施している。この大量捕獲施設で捕獲したニホンジカをどのように信州ジビエ管理衛生ガイドラインに基づき適正に処理し、地域振興に結びつけるかが課題である。

小谷地区の自然環境や付加価値のある農林産物を守っていくことは必要であるが、高齢化率が30%を越え、今後は各集落の存続さえ懸念される。しかし、巨木など管理していかなければならない森林や豊富な林産物、こだわりと自然環境を利用して育てている農畜産物や山村風景の維持など、各集落だけでなく小谷村の存続に懸けても守っていかなければならない地域資源である。そのため、高齢化はしているが地域住民の知識と経験という財産とそれを受け継ぐ後継者を守り育てていかなければならない。また、一人で農林地を維持するのは限界もあることから、集落全体での活動や有志による率先的な活動を促進し、地域の活力をあげることも課題であり、今後、実践しなければならない現状である。

今後の展開方向等(※4)

上久堅地区では、恒久柵設置により、シカ、イノシシ等有害鳥獣が地域外から侵入してくるのを防ぎ、徹底した棲み分けを行いながら、農林産物を保護する。

棲み分けを行ったとしても、依然として地域内に生息している有害鳥獣は、平成19年度に作成した生息分布図を利用して効果的な捕獲体制を確立し、捕獲圧を高めながら適正な個体数へと調整を行う。以上2点により、農業被害額の4割にあたる3,900千円以上の被害額を減少させる。

また、恒久柵には、生息分布図を利用した捕獲用門扉の配置を計画し、少人数による捕獲隊が分散して地域外から侵入する有害鳥獣を捕獲する体制を検討しながら、捕獲対策技術の効率化を図る。これら安心して農業を体験できる環境を整え、交流人口の増加を図り、地域の活性化を進める。

大鹿地区では、有害鳥獣による農林業被害の増加、農林業従事者の高齢化、後継者不足が進み、地域活力が低下する中、山肉(ジビエ)を有効に活用した地域活性化を目指すこととする。

具体的には、有害鳥獣駆除として捕獲されたニホンジカを新たな山村振興資源として活用するための体制を整備し、新たな地域産物として販売することでニホンジカ捕獲者の所得を増加させるとともに、安心・安全なジビエ料理として食堂・旅館等で販売し、所得も増加させる。

小谷地区の住民と都市住民が自然体験や田舎暮らしなどの交流活動を積極的に行い、都会の人々の活力により集落の活性化を図る。そのため、住民だけでは守りきれない大自然を都市住民や小谷村民の協力を得ながら守っていく体制の確立を目指して、交流活動の拠点となる施設を整備し、携わる集落住民の活性化、今後引き継いでいく人材育成に取り組む。

これら活動の母体となる「小谷自然ふあんくらぶ(仮称)」の会員を確保し、除雪や農作業のボランティア活動を通じて、森林や大自然の良さ、田舎暮らしの良さなどの意識の共有を図り、都市農村交流を拡大していく。

また、遊休農地の復旧を計画的に行い、復旧した農地を集落営農組織や農事組合などの担い手が管理し、ソバ作付け面積を増加させる。このソバを村内施設で調整・製粉し、小谷の地粉として、村内ソバ店で販売するほか、小谷田舎ソバといった特産品として販売する。また、ソバ打ち体験など交流活動も行い、地域活性化を目指していく。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
飯田市	上久堅地区	総合鳥獣被害防止施設(総合鳥獣被害防止施設)	上久堅地区有害鳥獣対策協議会	有	ニ	
大鹿村	大鹿地区	総合鳥獣害防止施設(総合鳥獣害防止施設)	大鹿村	有	ニ	
小谷村	小谷地区	地域資源活用総合交流促進施設(地域資源活用交流促進施設)	小谷村	有	ニ	
小谷村	小谷地区	生産機械施設(高生産性農業用機械施設)	小谷村	有	イ	
小谷村	小谷地区	農地等補完保全整備(小規模農林地等保全整備)	小谷村	有	ニ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
該当なし					

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
該当なし				

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

該当なし

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

上久堅地区(長野県飯田市)	区域面積 (※2)	1,721ha
区域設定の考え方 (※3)		
<p>①法第3条第1号関係: 当該地区の総区域面積は1,721haであり、うち農林地面積は1,421ha、区域全体に占める割合は82.7%となる。 また、農家戸数294戸は全体戸数の5割以上を占め、製造業等は存在せず、農林業が基幹産業となっている</p>		
<p>②法第3条第2号関係: 当該地域の人口は平成16年から平成18年にかけて4.5%減少し、高齢化率も34.6%と高い。 このような状況においては、地区の活性化のため、地域間交流に取り組む必要がある。</p>		
<p>③法第3条第3号関係: 家屋が連単している集落はなく、地域内に商店等も数店舗しかない。 なお、市街地を形成している区域を含んでいない。</p>		

大鹿地区(長野県大鹿村)	区域面積 (※2)	24,835ha
区域設定の考え方 (※3)		
<p>①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積24,835haのうち農林地面積は22,431haで90%を占めている。また、区域内就業者人口747人のうち農林漁業従事者が243人で、3割以上が農林漁業従事者である。そのため、農林業が重要な地域である。</p>		
<p>②法第3条第2号関係: 人口の減少(H12→H17で11%減)、農林漁業者の高齢化傾向(高齢化率H12→H17で13%増)からみて、活性化のためには事業の実施が必要である。</p>		
<p>③法第3条第3号関係: 市街地を形成している区域はない。</p>		

小谷地区(長野県小谷村)	区域面積 (※2)	26,700ha
区域設定の考え方 (※3)		
<p>①法第3条第1号関係: 小谷区域の総面積が267Km²であり、うち農地・山林が243km²あり、区域の91%を占めている。総戸数1433戸中、約40%が農家であり農業経営を行っている。また、農家のほぼ9割以上は森林を所有、農林業に携わって生活しているため、農業・林業が重要な地域である。</p>		
<p>②法第3条第2号関係: 平成2年には4400人の人口も、現在では2600人余りに減少し、高齢化率は33.6%である。農家戸数も平成2年には762戸であったのに対して、現在では500戸あまりとなり、そのほとんどが後継者のいない高齢農家である。しかしながら、森林資源や風土にあったオリジナルな農産物等を作付けしている当該地区は、都市住民との交流の場としては、条件が優れている。都市から人々を招き、田舎ならではの指導や手法を伝え、地域間交流を促進することが地域内住民のやる気を助長するため、必要である。</p>		
<p>③法第3条第3号関係: 法指定においても都市区域外であり、市街地を形成している地域はない。</p>		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

計画期間終了年度の翌年度(平成23年度)に各地区の取り組み状況と交流人口の増加数について連携市村に報告をもとめ、達成状況を長野県が評価する。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
 - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。